

【1】年末調整と定額減税(p.6)

令和6年度税制改正では新たに定額減税が導入され、扶養控除等申告書を提出している勤務先において、6月1日以降に支払われる給与や賞与に対する源泉徴収税額から減税額が控除される方法で実施されています。この定額減税について、年末調整では「年調減税事務」で年間の所得税額との精算を行います。年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人は、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。このとき、基礎控除申告書により把握された合計所得金額を基に判断します。

年調減税額の計算は、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書に基づき、年末調整時点での同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数を確認して行います。減税額は、本人に対しては30,000円、同一生計配偶者や扶養親族1人につき30,000円です。

年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度として行われます。年調年税額は、年調減税額を控除した後の所得税額に102.1%（復興特別所得税を含む）を乗じて計算し、過不足額を精算します。国税庁が提供している「年末調整計算シート（令和6年用）」をご利用いただくと便利です。

【2】外形標準課税制度の改正(p.6)

令和6年度税制改正により法人事業税の外形標準課税が見直されました。

① 減資への対応(令和7年4月1日以後開始事業年度から適用) 以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・事業年度末において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・事業年度末において、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円超

② 100%子法人等への対応(令和8年4月1日以後開始事業年度から適用) 以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。なお、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより従来からの課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、税負担軽減措置があります。

- ・所得等課税法人以外の法人で、事業年度末日において資本金が1億円以下
- ・特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・事業年度末日において、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が2億円超

③ 法人事業税の中間申告義務判定に関する改定(令和7年4月1日以後開始事業年度から適用)

令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合に、中間申告の義務があることとなります。

【3】“超”人手不足を「人」と「省力化」への投資で乗り切る！(p.8)

コロナ禍以降深刻な人手不足状態が続いており、長期的な問題となりつつありますのでこちらについて取り上げます。

● 賃上げは人への投資として戦略的に 賃上げは人への戦略的な投資と位置付けて長期視点で行うべきものです。そのために取り組みたいことは、①一人当たり人件費に関する方針の作成 ②投資効果を織り込んだ要員計画の作成 ③上記を基にした人件費シミュレーション などがあります。これらを計画に織り込んで戦略的な投資として意思決定をしましょう。

● ITツールやシステム導入により省力化する 手作業で行っている定型型な業務はITツールや情報システムの導入によって自動化・省力化できます。また人為的なミスが防げるメリットもあります。AI やロボットも日に日に身近になってきています。これらを活用することにより省力化をすすめることができます。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》